

## 1 指定登録制度の概要

- 労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験の合格者は、厚生労働省に備える名簿に、氏名、事務所の所在地等の事項の登録を受けて、労働安全・労働衛生コンサルタント、作業環境測定士となることができる。  
(安衛法第84条、作環法第7条)
- 厚生労働大臣の指定する者に、指定登録事務の全部又は一部を行わせることができる。  
(安衛法第85条の3、作環法第32条の3)

## 2 指定登録機関の変更

- 労働安全・労働衛生コンサルタント、作業環境測定士については、試験を実施している指定試験機関と試験合格後の登録事務を行う指定登録機関が別法人になっていることについて、合理的理由が見出せない等の指摘。  
(省内事業仕分け、独立行政法人・公益法人整理合理化委員会)
- 受験者の立場からすると、試験を受けた機関で登録も一緒に出来た方が利便性が高まるので、平成24年度からは、試験を実施する指定試験機関において、試験合格後の登録も一元的に実施することとしたもの。

指定登録機関の指定に関する省令を改正し、以下のとおり指定登録機関を変更(平成24年4月から)

種 別	現 行
労働安全・労働衛生コンサルタント	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会
作 業 環 境 測 定 士	(社)日本作業環境測定協会



改 正 後
(財)安全衛生技術試験協会
※ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験の試験機関。